3　各締約国は、全ての輸出許可手続が公平に適用され、並びにこれが公正な、衡平な、差別的でない及び透明性のある態様で運用されることを確保する。

4　各締約国は、行政上の目的を達成するために他の適当な手続が合理的に利用可能でない場合に限り、輸入許可手続又は輸出許可手続を採用し、又は維持する。

5　締約国は、この協定に適合する措置を実施するために必要でない限り、非自動輸出入許可手続を採用し、又は維持してはならない。非自動輸出入許可手続を採用する締約国は、当該非自動輸出入許可手続により実施される措置を明示する。

6　一方の締約国は、自国が採用しようとし、採用しており、又は維持する輸入許可手続又は輸出許可手続及び輸出入許可の付与又は割当ての基準に関する他方の締約国からの照会に対して六十日以内に回答する。

7　締約国は、産品に対して割当てによる輸出制限を課するに当たり、その制限がない場合に期待される取分にできる限り近づくように当該産品の貿易量を配分することを目標としなければならない。

8　一方の締約国が、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合において、他方の締約国の要請があったときは、両締約国は、当該輸出許可手続の実施に関する問題について協議を行い、及び当該協議の結果に妥当な考慮を払う。

第二・十八条　再製造品

1　各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、再製造品を新品として扱うことを定める。各締約国は、再製造品が流通し、又は販売されるものとして特定されていることを要求することができる。

2　この条の規定の適用上、「再製造品」とは、統一システムの第四〇・一二項、第八四類から第九〇類までの各類又は第九四・〇二項に分類される産品であって、次の全ての要件を満たすものをいう。(注)

注　この章において言及する統一システムの関税分類番号は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに基づくものである。

(a)　中古の産品から得られた部品によって完全又は部分的に構成されていること。

(b)　当該産品が新品である場合と比較して同程度の耐用年数及び性能を有すること。

(c)　当該産品が新品である場合に付される保証書と類似の保証書が付されていること。

第二・十九条　非関税措置

1　産品に対する非関税措置に関する各締約国の特定の約束は、附属書二―C及び附属書二―Dに定める。

2　両締約国は、この協定の効力発生の日から十年後に又は締約国の要請があった場合には、産品に対する非関税措置から生ずる問題がこの協定の枠内で効果的に対処され得るかどうかについて評価する。この評価の結果として、両締約国は、産品に対する非関税措置に関する相互に関心を有する既存の約束（協力に関するものを含む。）の適用範囲を拡大すること又は産品に対する非関税措置に関する相互に関心を有する追加的な約束（協力に関するものを含む。）を行うことを検討するために協議を開始する。両締約国は、当該協議に基づき、相互に関心を有する交渉を開始することに合意することができる。両締約国は、この2の規定を実施するに当たり、この協定の実施に先立つ期間において得られた経験を考慮する。

第二・二十条　国際収支の擁護のための制限

1　この協定のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に定める条件に従うものとする。

2　この協定のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二・二十一条　原産地表示

締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、自国の法令において規定する食品、農産品及び水産品以外の産品について、原産国の義務的な表示に関する要件を適用するときは、欧州連合については「Made in Japan」の表示又は輸入国の現地の言語によるこれに類する表示を、日本国については「Made in EU」の表示又は日本語によるこれに類する表示を、当該要件を満たしているものとして受け入れる。次章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第二・二十二条　一般的例外

1　この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(i)及び(j)の規定に基づいて措置をとる意図を有する場合には、次のことを行う。

(a)　他方の締約国に対して全ての関連する情報を提供すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、相互に受け入れることができる解決を求めることを目的として、他方の締約国に対し、当該措置に関するあらゆる問題について協議を行う適当な機会を与えること。

3　両締約国は、2(b)に規定する協議の対象となる問題を終了させるために必要な方法について合意することができる。

4　一方の締約国は、事前の情報の提供又は検討を不可能とするような緊急の行動が必要となる例外的かつ危機的な状況において、関係する措置をとる意図を有する場合には、当該状況に対処するために必要な措置を直ちにとることができるものとし、他方の締約国に対し当該措置を直ちに通報する。

第C節　ぶどう酒産品の輸出の促進

第二・二十三条　適用範囲

この節の規定は、統一システムの第二二・〇四項に分類されるぶどう酒産品以外の産品については、適用しない。

第二・二十四条　一般原則

次条から第二・二十八条までに別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間で取引されるこの節の規定の対象となるぶどう酒産品の輸入及び販売は、輸入締約国の法令に従って行う。

第二・二十五条　醸造法の承認（第一段階）

1　欧州連合は、この協定の効力発生の日から、欧州連合において人が消費するためのぶどう酒産品であって、日本国を原産とし、かつ、次の事項に従って生産されるものの輸入及び販売を承認する。

(a)　附属書二―E第二編第A節に規定する日本ワインの販売のために日本国において承認される産品の定義及び醸造法並びに日本国において適用される制限。ただし、同附属書第一編第A節に規定する産品の定義及び醸造法並びに制限に従うことを条件とする。

(b)　附属書二―E第二編第B節に掲げる醸造法